

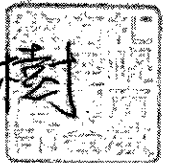
札幌市立学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年12月16日

札幌市教育委員会

教育長

山根直樹



札幌市教育委員会規則第7号

札幌市立学校管理規則等の一部を改正する規則

(札幌市立学校管理規則の一部改正)

第1条 札幌市立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項第6号中「4月5日まで（高等学校及び中等教育学校においては3月25日から4月7日まで。幼稚園においては3月26日から4月6日まで）」を「4月7日まで」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 前各項の規定にかかわらず、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の休業日については、別に定める。

(札幌市立特別支援学校学則の一部改正)

第2条 札幌市立特別支援学校学則（昭和38年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「4月5日」を「4月7日」に改める。

(札幌市立幼稚園園則の一部改正)

第3条 札幌市立幼稚園園則（昭和42年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「4月6日」を「4月8日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。